

# 子育て文教委員会

平成30年9月10日

## 1 報告事項

- (1) 児童育成手当及びひとり親家庭等の医療費助成制度における所得税法改正に伴う規定整備について

【資料】

## 2 その他

## 児童育成手当及びひとり親家庭等の医療費助成制度 における所得税法改正に伴う規定整備について

### 1 改正内容

平成 29 年度の税制改正により、配偶者控除の見直しが行われた。

配偶者控除が適用される者本人の合計所得金額に所得制限が設けられ、従前の「控除対象配偶者」の名称は「同一生計配偶者」に改められた。

その上で、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円以下である者の配偶者が「控除対象配偶者」と定義された。

そのため、児童育成手当及びひとり親家庭等の医療費助成制度において、上記改正の規定整備を行う必要がある。

### 2 適用予定日

今般の所得税法の改正内容は、平成 30 年の所得税の算定に反映される。

児童育成手当の対象者は前年度所得を基準とし、ひとり親家庭等の医療費助成の対象者は前々年度所得を基準として決定するため、それぞれ以下を適用開始日とする。

(1) 平成 31 年 1 月 1 日 …… 児童育成手当

(2) 平成 32 年 1 月 1 日 …… ひとり親家庭等の医療費助成

### 3 その他

平成 30 年第 3 回定例会において、本件にかかる条例改正を予定している。